

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01402

研究課題名（和文）キャッシュレス支払における無権限決済のリスク分担ルールの検討：電子マネーを中心に

研究課題名（英文）Risk sharing rules for unauthorized payments of cashless payments

研究代表者

深川 裕佳（Fukagawa, Yuka）

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号：10424780

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：わが国においては多様な電子マネー発行者が存在し、また電子マネーのなかにもクレジットカードを利用した後払いによるチャージができるものもあったりという複雑な状況にある。そこで、支払手段の別なく横断的に規制する立法を導入する必要がある。その際、無権限利用のリスクは、原則として電子マネー発行者が負うこととすることが考えられ、認証に暗証番号等を利用するものや少額のものについては、その特徴に見合ったルールが必要になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

キャッシュレス支払手段の浸透に伴い、その不正利用に対する立法的な解決策が喫緊の課題になっているものと考えられる。そこで、本研究は、電子マネーに着目して、保有者以外の者による無権限利用がなされた場合に、その損失を発行者と保有者との間で分担するルールについてEU指令（Directive (EU) 2015/2366）を国内法化したフランス通貨金融法典における立法例を手掛かりとして検討した。その結果、わが国では、横断的に支払手段を規制する立法が必要となっていること、無権限利用のリスクは、保有者からの無権限利用通知を要件として、原則として電子マネー発行者が負うべきことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：There are many electronic money issuers in Japan, and one issuer provides multiple services including electronic money and credit cards and fund transfers. Additionally, some electronic money can be charged using a credit card. In this complicated situation, there needs a legislation that regulates payments across all payment methods. And, in this legislation, the risk of unauthorized use should, in principle, be borne by the electronic money issuer.

研究分野：民法

キーワード：電子マネーの第三者による不正利用 前払式支払手段の無権限利用

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の背景 電子マネーは、物品やサービスの購入における少額の現金支払いの代替手段として日常的に利用されている。電子マネーには様々な形態があるが、近年は、サーバ型電子マネーと呼ばれる形態が普及している。この形態においては、利用できる金額等の情報が事業者の電子マネーサーバに記録されており、利用者(電子マネーの保有者)は、店頭にある電子マネー決済端末において、電子マネーサービス提供者(電子マネーの発行者)から交付された番号・記号などの符合をカードや携帯電話、QRコードなどによって示して、電子マネーサーバ上の財産的価値によって支払いを行う。そこで、電子マネーサービス提供者から交付された番号・記号などの符合の記録されたカードや携帯電話を紛失すると、電子マネーが第三者によって不正使用(以下「無権限利用」という。)される恐れがある。

電子マネーは前払式支払手段(資金決済法3条)であるために、本来的には、電子マネーの第三者による不正使用は電子マネーの購入(以下「チャージ」という。)額にとどまるので、その利用者にとりそれほど大きな損失をもたらすことはないはずであり、利用者もそのような認識で電子マネーを利用している。ところが、近年は、そのチャージ代金支払いのために、クレジットカードを利用する方法が広がりつつあり、電子マネーの利用者に対してその想定を超えた損失をもたらす危険性がある。たとえば、このような危険性があらわれたものと思われる事案として、下級審判決ではあるが実務に大きな影響を与えた判決(東京高判平成29・1・18判時2356号129頁)がある。

このように、前払式支払手段である電子マネーには、利用者(消費者)の認識・理解を超えた危険性が内在しており、そこで、電子マネーが無権限利用された場合に、その解決策の検討が喫緊の課題になっているものと考えられた。

(2) 研究の動機

研究代表者は、これまで、多数当事者間相殺や銀行口座振込み・口座振替を検討することによって、集中的な決済システムの法的性質の解明にむけた研究を継続しており、また、その過程において、電子マネーや仮想通貨の法的性質を解明すべく、欧州決済サービス指令(2007/64/EC. Payment service directive. 以下「PSD1」という。)やフランス通貨金融法典(Code monétaire et financier. 以下「CMF」という。)を参考にして比較法的な検討を行ってきた。そこで、本研究では、これまで研究代表者の行ってきた研究の発展として、EU決済サービス指令・フランス通貨金融法典の最新の改正の検討を行い、支払手段の無権限利用について、特に、日常的に利用されている電子マネーを中心に研究をしようと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、プリペイドカード(以下「電子マネー」という。)とクレジットカードのようなキャッシュレス支払手段の組合せが、無権限利用から生じる損失を拡大させるリスクを含んでいることに着目して、これに関連する法律問題 無権限者によるチャージの申込み及び電子マネーの使用の法律効果はいずれに帰属するのか、チャージ代金をクレジットカード支払いにしている場合にはクレジットカードの不正使用もその利用者がすべて負担すべきかなど について考察することを通じて、キャッシュレス支払手段の不正使用(特に電子マネーの無権限利用)におけるリスクを利用者である保有者(消費者)とサービス提供者である発行者(事業者)の間において合理的に分配するようなルールを検討することを目的とする。

3. 研究の方法

上記の目的に照らし、本研究においては、PSD1及びこれを国内法化したフランス通貨金融法典(2009年改正)に加えて、その後の改正(欧州決済サービス指令2(EU)2015/236. 以下「PSD2」という。)及びフランス通貨金融法典(2017・2018年法改正)を踏まえた比較法的検討を行ったうえで、最終的には、わが国の実態に照らして、電子マネーサービスの無権限利用に対する立法的な解決策を提言することとした。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

わが国では、電子マネーは、前払式支払手段として、サーバ型電子マネーのような電子媒体を利用するものも、紙型のものと同じの規律に服している。しかし、電子マネーにおいては、それ自体が無権限利用されるだけでなく、電子マネーを経由してその他の支払手段(銀行口座、デビットカード、クレジットカード等)が無権限利用される場合がありうること、および電子マネー・アカウント(口座)は資金移動に似た仕組みを持つことを考慮すると、そのリスクに応じてルールを検討すべきと考えられる。

フランスにおいては、第1次決済サービス指令(PSD1)および第2次決済サービス指令(PSD2)の国内法化を経て、現在、通貨金融法典(CMF)によって、無権限利用における損失を保有者が負担すべきか、発行者が負担すべきか、また、いかなる範囲でこれを負担すべきかということが定められている。そして、このような無権限利用に関する規定は、電子マネーによる支払いだけでなく、口座振込みやクレジットカードによる支払い等について適用される横断的なものになっている。

確かに、フランスでは、電子マネーが「価値」(CMF L. 315-1 条 I 項)とされているのに対して、わが国では、電子マネーは、「証券等又は番号、記号その他の符号」(資金決済法3条1項)

とされていること、また、フランスでは、電子マネーの払戻義務が強行法規になっている（CMF D. 315-2 条）のに対して、わが国では、払戻しが原則として禁止されている（資金決済法 20 条）という違いがある。しかしながら、いずれにおいても、電子マネーは、対価を得て発行されるものであり（前払い）、物品・役務の代価の支払いの目的に充てられるものである。そこで、フランスとわが国において前述のような相違はあるものの、電子マネーが前払式支払手段として利用される点に鑑みれば、無権限利用に対する保有者（消費者）の保護を考えるにあたって、フランスにおける立法は、わが国においても参考にすることができるものと思われる。

フランスにおける立法は、EU 指令を国内法化したものであるが、保有者からの無権限利用の通知を要件として、無権限利用のリスクを原則として発行者に負わせている（保有者は、払戻し又は貸方記帳の回復を受けられる）。そのうえで、認証に暗証番号等を利用するものについては、発行者と保有者のそれぞれの過失の程度を考慮して、事案に応じた解決を可能にするルールを設けている。また、少額電子マネーの特質に鑑みて、停止できないものについては、無権限利用の通知に関する規定を任意規定としており、さらに、無記名のものについては、払戻しに関する規定を任意規定としている。このようなルールは、リスクの程度に応じて保有者（消費者）保護を図りつつ、少額支払手段としての電子マネーの利便性にも配慮したものであり、わが国においても、最低限の消費者保護を実現するための水準を考えるにあたって参考に値するものと考えられる（ここまで述べてきた主な研究成果は、深川裕佳「電子マネーの第三者による無権限利用における保有者の保護 フランス通貨金融法典を参考に」日本法學 88 巻 4 号（2023 年）365-388 頁において公表した）。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

わが国には多数の発行者が存在しており、それだけでなく、1 つの発行者が電子マネーの発行と同時に、クレジットカード（包括信用購入あっせん）や資金移動（為替取引）などの複数のサービスを提供していたり、1 つの電子マネーについて現金・銀行口座を利用した前払いによるチャージだけでなく、クレジットカードを利用した後払いによるチャージができるものもあつたりするという複雑な状況にある。そこで、保有者が自己の有する支払手段がいかなる法律に服するのか、約款にいかなる内容が定められているのかということを確認することは容易でない。このような状況において、本研究において、電子マネーのみならず、口座振込みやクレジットカードによる支払い等についても適用される、無権限利用についての統一的なルールを明らかにしたことは、実務的にも重要な意義を持つものと考えられる。

海外の動向をみると、前述(1)のとおり、支払手段に横断的な規制を設ける立法例があることから、本研究においては、わが国における上記の複雑な状況に照らして、消費者保護を実現するという観点から、同等の規定を設ける必要があることを確認することができた。

(3) 今後の展望

本研究では、電子マネーに着目して、上述のようなわが国の電子マネーをめぐる複雑な状況（電子マネーの多様性、クレジットカードを利用したチャージを通じた後払式の支払手段への接近等）に照らして、無権限利用に関して、支払手段に横断的なルールを設けるべきことを主張するものである。そこで、前払式決済手段である電子マネーの検討を発展させて、消費者信用を含む後払式支払手段について発展的に検討することが考えられる。具体的には、近年、消費者問題を消費させている「後払い決済サービス」と呼ばれる支払手段について研究することを検討している（その発展的な研究の方向性を検討すべく、本研究最終年度において、深川裕佳「いわゆる「立替払い型の後払い決済サービス」における消費者の保護」『消費社会のこれからと法（長井長信先生古稀記念）』（信山社、2024 年）87-101 頁を公表した）。同支払手段は、その利用のたびに同サービス提供者による与信審査が行われる点において、決済手段というよりもむしろ消費者信用の一種として規制すべきものであるとも考えられる。そこで、今後の展望として、加盟店管理等の義務を定める割賦販売法の適用範囲の再検討等を通じて、「消費者信用法」としての包括的規制を、立法論も含めて検討し、本研究において検討した支払手段に横断的なルールの立法化に向けた研究を発展的に展開することが考えられる。

以上。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 深川 裕佳	4. 巻 45
2. 論文標題 ファクタリングを装う違法な貸付けについて：給与ファクタリング・事業者向けファクタリングを中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 南山法学 = Nanzan law review	6. 最初と最後の頁 19～57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 深川 裕佳	4. 巻 88(4)
2. 論文標題 電子マネーの第三者による無権限利用における保有者の保護 フランス通貨金融法典を参考に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本法學	6. 最初と最後の頁 528-505
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 深川裕佳	4. 巻 64
2. 論文標題 判批	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深川裕佳	4. 巻 43(2)
2. 論文標題 相互依存的契約の終了：フランス民法典における契約の失効（caducite）を参考にして	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 1-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 深川裕佳	4. 巻 46(3・4)
2. 論文標題 法定相続における「対抗することができる」および「対抗することができない」の意味 フランスにおける近年の学説を参考にして	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 15-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 深川裕佳	4. 巻 68
2. 論文標題 判批：事業者向けファクタリングにおける債権の売却代金の交付と「金銭の貸付け」(東京地判令3・12・15)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 10-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 城下裕二・櫻井成一郎・佐藤陽子・瀧本京太郎・深川裕佳・和田俊憲・瀬川行太・佐藤結美・松原和彦・倉重八千代・穴沢大輔・福田清明・波多江久美子・丹羽正夫・松尾誠紀・角田真理子・小名木明宏・圓山茂夫・西村万里子・上杉めぐみ・渡辺靖明・葛愛軍・Zhao Shanshan・長井長信	4. 発行年 2024年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 548
3. 書名 消費社会のこれからと法(執筆箇所：深川裕佳「いわゆる「立替払い型の後払い決済サービス」における消費者の保護」87-101頁)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------